

札幌市水防計画の修正について【概要】

1 浸水想定区域内の不特定多数のものが利用する施設の追加

水防法第 15 条に基づく地下街等の施設に「西 2 丁目地下歩道」を追加

2 その他

- (1) 情報伝達手段及び伝達先の修正
- (2) 機構再編に伴う名称変更
- (3) 資料編の時点修正